

国民年金だよ



産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

平成31年4月1日に産前産後期間の国民年金保険料が免除になる制度が施行されました。免除の対象となる期間は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヶ月間です。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。

対象者は、国民年金第1号被保険者の方で、届出は出産予定日の6ヶ月前から届出可能です。

手続きについては、役場窓口にお問い合わせください。

【制度に関するQ&A】

Q 平成31年3月に産しましたが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？

A 施行日が平成31年4月ですので、平成31年4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後免除期間が決定されます。3月に産した場合、4月分、5月分の保険料が免除となります。

Q 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？

A 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したもとのとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Q 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？

A 産前産後期間についても、付加保険料は納付することができます。

Q 産後に届出することはできますか？

A 産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4ヶ月間となります。

Q 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？

A 保険料を前納している場合、産前産後期間の保険料は還付されます。



年金について知りたいことがすぐに探せる「年金ポータル」をご利用ください！

年金ポータルは、年金に関する情報をインターネット上で容易に見つけられるために、厚生労働省が作成したポータルサイトです。

このポータルサイトでは、自分の日常生活の中のシーンに合わせたテーマや、年金制度の基本的な仕組みについて、さまざまな関係機関のホームページから情報を探すことができます。

専門用語をできるだけ使わずに、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について知りたいことがすぐに探せる「入

口」としてご利用いただけます。

「年金ポータル」で検索又は、
<https://www.mhlw.go.jp/nenkinfo/portal/>にログインしてください。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570 05 4890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34 2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166 72 5002